

土砂災害防止法

よくある質問と回答

千葉県 河川環境課

～目次～ [質問をクリックで回答へ！](#)

1. 土砂災害防止法の趣旨について

Q1	<u>土砂災害防止法の目的・内容は何ですか。</u>	1
Q2	<u>法が施行された背景は何ですか。</u>	1
Q3	<u>土砂災害防止法の対象となる土砂災害は何ですか。</u>	1
Q4	<u>国民の財産を守ることは考慮されていないのですか。</u>	1
Q5	<u>土砂災害防止法の問合せ先はどこですか。</u>	2

2. 土砂災害警戒区域等の指定について

Q6	<u>土砂災害警戒区域とは何ですか。</u>	2
Q7	<u>土砂災害特別警戒区域とは何ですか。</u>	2
Q8	<u>土砂災害特別警戒区域等に指定される要件は何ですか。</u>	2
Q9	<u>過去に土砂災害が発生していない場所も区域指定されるのですか。</u>	3
Q10	<u>人工斜面であっても土砂災害防止法の対象に含まれますか。</u>	3
Q11	<u>岩盤なので崩れないと思いますが、区域指定を行う必要があるのですか。</u>	3
Q12	<u>急傾斜地で傾斜度が30度未満の斜面は、崩壊する可能性があっても土砂災害防止法は適用されないのですか。</u>	3

Q13	<u>人が住んでいない場所も土砂災害特別警戒区域に指定されるのですか。</u>	3
Q14	<u>建築主事から建築確認を得て家を建てているのに、なぜ指定されるのですか。</u>	3
Q15	<u>県や市が造成を許可した宅地がどうして警戒区域等に指定されたのですか。</u>	4
Q16	<u>対策施設があるのに土砂災害警戒区域等に指定されているのはなぜですか。</u>	4
Q17	<u>土砂災害警戒区域から土砂災害特別警戒区域に変わることはありますか。</u>	4
Q18	<u>土砂災害警戒区域等の範囲を現地に復元してもらえますか。</u>	4
Q19	<u>土砂災害警戒区域等に指定されているか、調べ方を教えてほしい。</u>	5
Q20	<u>土砂災害警戒区域に指定されたら行政で工事は行いますか。</u>	5
Q21	<u>土砂災害警戒区域内に住んでいると避難指示の対象となるのか。</u>	5
Q22	<u>区域指定は拒否することができますか。</u>	5
Q23	<u>土砂災害警戒区域等を解除することはできますか。</u>	5
3. 基礎調査について		
Q24	<u>基礎調査とは何ですか。</u>	6
Q25	<u>基礎調査予定箇所とは何ですか。</u>	6
Q26	<u>いつ基礎調査を行いますか。</u>	6
4. 土地評価・助成金について		
Q27	<u>土砂災害警戒区域等に指定されることで、地価は下落しますか。</u>	6
Q28	<u>地価等が下落した場合、補償等がありますか。</u>	6
Q29	<u>土砂災害警戒区域等に指定された場合、固定資産税の減免（控除）等の措置がありますか。</u>	7
Q30	<u>個人で斜面の対策工事をする場合、行政からの支援措置等がありますか。</u>	7
Q31	<u>移転勧告された場合、移転費用等の支援措置がありますか。</u>	7

5. 周知・手続きについて

- Q32 [土砂災害警戒区域等の指定が行われた後、改めて住民への案内等](#) 7
[はありますか。](#)
- Q33 [区域指定に関する告示図書はどのような内容ですか。](#) 8
- Q34 [土砂災害警戒区域に指定されたら何かしらの手続きは必要です](#) 8
[か。](#)

6. 制限について

- Q35 [土砂災害警戒区域等では、どのような制限がかかりますか。](#) 8
- Q36 [基礎調査予定箇所では、どのような制限がかかりますか。](#) 8
- Q37 [土砂災害特別警戒区域内において、構造の規制対象となる建築物](#) 9
[はどのようなものですか。](#)
- Q38 [土砂災害特別警戒区域内で既存の建物を建て替える場合、どの程](#) 9
[度補強しなければなりませんか。](#)
- Q39 [土砂災害警戒区域等にある建築物に対して、移転勧告をすること](#) 9
[はありますか。](#)
- Q40 [土砂災害警戒区域等の中に建物を建てる場合、建築確認が必要で](#) 10
[すか。](#)
- Q41 [宅地建物取引業法に基づく重要事項説明とは何ですか。](#) 10
- Q42 [土砂災害警戒区域内で家は建てられますか。](#) 10

7. 特定開発行為に対する許可について

- Q43 [特定開発行為とは、どのような開発ですか。](#) 11
- Q44 [特定開発行為の許可申請はどこに行えばよいですか。](#) 11
- Q45 [開発行為中に特別警戒区域に指定された場合、必要な手続きはあ](#) 11
[りますか。](#)
- Q46 [土砂災害警戒区域等の区域内で太陽光施設を作る場合、手続きは](#) 12
[ありますか。](#)

8. 他事業との関係について

- Q47 [急傾斜地崩壊対策事業とは何ですか。](#) 12
- Q48 [土砂災害警戒区域等に該当する場合でも、急傾斜地崩壊対策事業の対象になりますか。](#) 12
- Q49 [砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地法と土砂災害防止法の違いは何ですか。](#) 13

9. その他

- Q50 [がけが崩れた場合、責任は誰にあるのですか。](#) 13
- Q51 [がけ地の所有者を教えてください。](#) 13
- Q52 [ハザードマップの土砂災害警戒区域は最新ですか。](#) 13

1. 土砂災害防止法の趣旨について

Q1：土砂災害防止法の目的・内容は何ですか。

A1：土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

Q2：法が施行された背景は何ですか。

A2：平成11年6月29日、広島市・呉市を中心とした集中豪雨により土砂災害（発生箇所325件、死者24名）が発生しました。この災害で明らかになった課題は土砂災害の危険のおそれがある箇所に危険である認識がないまま住民が居住し被災したこと、また新たな宅地開発が進むことにより土砂災害のおそれがある箇所が増加していること等でした。
この災害を契機に土砂災害のおそれのある箇所を明確にする等のソフト対策の重要性が認識され、制定されました。

Q3：土砂災害防止法の対象となる土砂災害は何ですか。

A3：対象となる土砂災害は、「がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）」・「土石流」・「地滑り」です。

がけ崩れとは傾斜度が30度以上の土地が崩壊する現象です。

土石流とは山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する現象です。

地滑りは土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれにともなって移動する現象です。

Q4：国民の財産を守ることは考慮されていないのですか。

A4：この法律は、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険の周知・警戒避難体制の整備・住宅等の新規立地の抑制・既存住宅の移転促進等のソフト対策を図り、国民の生命を守ることを目的としています。

Q5：土砂災害防止法の問合せ先はどこですか。

A5：法律に関する全般的な内容については、河川環境課土砂災害対策室・各土木事務所へお問い合わせください。

基礎調査の実施時期や調査の結果については、各土木事務所へお問い合わせください。

河川環境課 URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/index.html>

各土木事務所 URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kendosei/desaki.html>

2. 土砂災害警戒区域等の指定について

Q6：土砂災害警戒区域とは何ですか。

A6：『土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）』とは土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、災害情報の伝達や避難が早くできるように市町村により警戒避難体制の整備が図られます。

Q7：土砂災害特別警戒区域とは何ですか。

A7：『土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）』とは土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民の生命・身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造規制が義務付けられます。

Q8：土砂災害警戒区域等に指定される要件は何ですか。

A8：指定要件は地形要件・社会要件を満たす場合です。

地形要件：急傾斜地（傾斜度30度以上かつ、高さが5m以上）であること

社会要件：人家または要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）

が立地または立地可能な土地であること

Q9：過去に土砂災害が発生していない場所も区域指定されるのですか。

A9：土砂災害が今まで発生していないとしても、将来も起こらないとは限らないため、指定要件を満たしていれば対象となります。

Q10：人工斜面であっても土砂災害防止法の対象に含まれますか。

A10：人工斜面であっても、急傾斜地の崩壊が自然現象として発生する可能性がある斜面は土砂災害防止法の対象となります。

Q11：岩盤なので崩れないと思いますが、区域指定を行う必要があるのですか。

A11：風化した岩盤が崩れる等の被害も生じていることから、一概に崩れないとは言えないため、指定要件に合致した場合は指定します。

Q12：急傾斜地で傾斜度が30度未満の斜面は、崩壊する可能性があっても土砂災害防止法は適用されないのですか。

A12：傾斜度が30度未満の斜面については、土砂災害防止法の適用は原則ありません。局所的な30度未満の斜面を一連の斜面とする場合があります。

Q13：人が住んでいない場所も土砂災害特別警戒区域に指定されるのですか。

A13：人が住んでいない場所でも、将来的に宅地等の開発の可能性があり、潜在的に土砂災害の危険性を有している場合は土砂災害警戒区域等の指定の対象とします。

Q14：建築主事から建築確認を得て家を建てているのに、なぜ指定されるのですか。

A14：土砂災害防止法の指定要件に合致すれば、建築確認を得た場所でも区域指定します。

Q15：県や市が造成を許可した宅地がどうして警戒区域等に指定されたのですか。

A15：都市計画法や宅地造成等規制法などに基づいて開発許可を受けたところでも、開発区域外の斜面や溪流からの土砂によって被害を受けています。このような災害にも対応するために土砂災害防止法が制定されました。したがってこれまでの開発に関する法律と目的が異なりますので、土砂災害防止法に基づき基礎調査が実施され、区域指定の対象になることがあります。

Q16：対策施設があるのに土砂災害警戒区域等に指定されているのはなぜですか。

A16：土砂災害警戒区域は、対策施設の有無に関係なく、指定要件に合致した場合は指定します。土砂災害特別警戒区域は、対策施設が施工されていても、法で想定する急傾斜地の崩壊等に対して対策効果が十分でない場合等は指定します。

Q17：土砂災害警戒区域から土砂災害特別警戒区域に変わることはありますか。

A17：概ね5年ごとに実施する基礎調査において、地形改変や土地利用状況の変化等を総合的に判断した上で、土砂災害警戒区域等の範囲が変わる可能性があります。

Q18：土砂災害警戒区域等の範囲を現地に復元してもらえますか。

A18：土砂災害警戒区域等の現地における復元は、千葉県では実施しておりません。範囲の座標データは提供可能ですので、管轄の土木事務所へご連絡ください。

Q19：土砂災害警戒区域等に指定されているか、調べ方を教えてほしい。

A19：指定の有無については、ちば情報マップで土砂災害警戒区域等を地図上で表示しているほか、県HPにて指定の告示図書を公表しておりますので、そちらで確認をしてください。

ちば情報マップ：<https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/Portal>

告示図書：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/keikai/index.html>

Q20：土砂災害警戒区域に指定されたら行政で工事は行いますか。

A20：土砂災害防止法は土砂災害による被害が想定される区域に主眼を置き、土砂災害の危険性について周知を行うものなので、区域指定された場合でも行政で対策工事は行いません。

Q21：土砂災害警戒区域内に住んでいると避難指示の対象となるのか。

A21：避難指示等の発令単位は土砂災害警戒区域を基本となっています。詳しくはお住まいの市町村の防災関係部署へお問い合わせください。

Q22：区域指定は拒否することができますか。

A22：土砂災害防止法では、土砂災害警戒区域の指定時に土地所有者およびそこに住んでいる住民の方の同意は求めておらず、拒否する事はできません。

土砂災害は突発的に発生するものであり、発生予測が難しい自然災害となっております。土砂災害から国民の生命及び身体を保護するために行政は、土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供しています。

Q23：土砂災害警戒区域等を解除することはできますか。

A23：地形要件・社会要件が無くなれば解除となります。

地形要件：急傾斜地（傾斜度30度以上かつ、高さが5m以上）であること
社会要件：人家または要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）が立地または立地可能な土地であること

特別警戒区域については対策工事を行うことで該当する範囲において解除となります。詳細は県HPで特定開発行為マニュアルを公表し、対策工事の一例を紹介しているのでそちらをご確認ください。

URL： <https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/dosha-tokuteikaihatu.html>

3. 基礎調査について

Q24：基礎調査とは何ですか。

A24：土砂災害警戒区域等の指定に先立ち行う調査を基礎調査と言います。具体的には現地の地形や土砂災害対策施設の設置状況等の現地調査を行い、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の範囲を設定します。

Q25：基礎調査予定箇所とは何ですか。

A25：航空レーザ測量により計測した数値標高モデルから、区域指定要件を満たすと思われる土砂災害のおそれのある箇所を「基礎調査予定箇所」として選定しました。今後、基礎調査を予定している箇所を、千葉県では基礎調査予定箇所として公表しており、令和7年度末迄に全て調査を行う予定です。

Q26：いつ基礎調査を行いますか。

A26：調査の時期は、地域を管轄している県土木事務所へお問い合わせください。

4. 土地評価・助成金について

Q27：土砂災害警戒区域等に指定されることで、地価は下落しますか。

A27：地価については、利便性や安全性、周辺環境など、諸条件を考慮した上で、適正な水準として市場で評価されるものです。土砂災害防止法に基づく区域指定は、土砂災害の危険性を調査・評価し、結果を明らかにすることで、その土地が持つ危険性を明らかにするものであり、区域指定によって土砂災害の危険性や土地の状況が変わるものではなく、地価への影響はありません。

Q28：地価等が下落した場合、補償等がありますか。

A28：土砂災害防止法に基づく区域指定は、土砂災害の危険性や土地の状況が変わるものではありませんので、地価が下落しても、補償措置はございません。

Q29：土砂災害警戒区域等に指定された場合、固定資産税の減免（控除）等の措置はありますか。

A29：固定資産税は、市町村が課税する税金です。区域指定に伴う減免措置を行う市町村もありますので、各市町村にお問い合わせください。

Q30：個人で斜面の対策工事をする場合、行政からの支援措置等がありますか。

A30：千葉県の支援措置はありませんが、補助の制度がある市町村もございますので、各市町村にお問い合わせください。

Q31：移転費用等の支援措置はありますか。

A31：土砂災害特別警戒区域からの移転には「がけ地近接等危険住宅移転事業」により費用の一部が補助を受けられます。市町村が主体で行っておりますので、各市町村へお問い合わせ下さい。

（参考）県庁ホームページ（ページ内の「移転する方への支援措置」）

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/keikai/index.html>

5. 周知・手続きについて

Q32：土砂災害警戒区域等の指定が行われた後、改めて住民への案内等がありますか。

A32：指定の告示は、県報で行います。

なお、告示図書については各市町村または管轄の土木事務所で縦覧される他、告示後は県のホームページで確認することができます。

（参考）県庁ホームページ（土砂災害警戒区域等）

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/keikai/index.html>

Q33：区域指定に関する告示図書はどのような内容ですか。

A33：土砂災害防止法においては以下の事項等を告示することとなっています。

（１）土砂災害警戒区域を指定する旨、指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類。

（２）土砂災害特別警戒区域を指定する場合には、上記に加えて、当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項。

なお、告示図書については各市町村または管轄の土木事務所で縦覧される他、告示後は県のホームページで確認することができます。

（参考）県庁ホームページ（土砂災害警戒区域等）

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/baa/dosha/keikai/index.html>

Q34：土砂災害警戒区域に指定されたら何かしらの手続きは必要ですか。

A34：土地・建物の所有者が土砂災害警戒区域等の指定時に行う手続きは基本的にはありませんが、区域指定される以前から土砂災害特別警戒区域で特定の開発行為（住宅宅地分譲・要配慮者利用施設の建築）に着手している場合は、知事に届け出が必要になりますので、各土木事務所へ問い合わせください。

6. 制限について

Q35：土砂災害警戒区域等では、どのような制限がかかりますか。

A35：土砂災害警戒区域においては宅地・建物の取引の際に区域内であるか、外であるかについて宅地建物取引業法第 35 条の重要事項説明を行う義務が生じます。

土砂災害特別警戒区域においてはそれに加えて建築物の構造規制及び特定の開発行為（住宅宅地分譲・要配慮者利用施設の建築）は知事の許可が必要になります。

Q36：基礎調査予定箇所では、どのような制限がかかりますか。

A36：基礎調査予定箇所には制限はありませんが、今後の調査結果により区域指定が行われる可能性があることをご承知おきください。

Q37：土砂災害特別警戒区域内において、構造の規制対象となる建築物はどのようなものですか。

A37：土砂災害防止法において、構造の規制対象となる建築物は、居室を有する建築物です。「居室」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいいます。

例えば、住宅やアパート、店舗、作業場等は規制対象となりますが、車庫や倉庫等は居室が無いため対象となりません。

Q38：土砂災害特別警戒区域内で既存の建物を建て替える場合、どの程度補強しなければなりませんか。

A38：土砂災害特別警戒区域の範囲と共に、土砂の移動等により建物にかかる力が告示されるので、その力に対して安全となるよう補強する必要があります。補強方法の一例としては、

- ① 建物の外壁及び構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造と同等以上とする。
- ② 安全上支障のない待ち受け擁壁等を設置する。

等があります。

詳細は特定行政庁の建築担当部局にお問い合わせください。

（参考）県庁ホームページ（建築物に関する手続きの担当窓口）

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/tetsuzuki/index.html>

Q39：土砂災害警戒区域等にある建築物に対して、移転勧告をすることはありますか。

A39：移転等の勧告は、土砂災害特別警戒区域にある建築物の構造耐力が不十分であり、かつ土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じることが出来ないなどの場合に行うことがあります。

Q40：土砂災害警戒区域等の中に建物を建てる場合、建築確認が必要ですか。

A40：土砂災害特別警戒区域内では、想定される土砂の衝撃に耐えられるように居室を有する建築物は構造が規制され、建築主事による建築確認が必要となります。

詳細は特定行政庁の建築担当部局にお問い合わせください。

（参考）県庁ホームページ（建築物に関する手続きの担当窓口）

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/tetsuzuki/index.html>

Q41：宅地建物取引業法に基づく重要事項説明とは何ですか。

A41：土地や建物の売買、賃貸を行う際に宅地建物取引業者を仲介する場合、宅地建物取引士の資格を持った者が、例えば土地や建物の登記された権利の種類や飲用水・電気・ガスの供給などの整備状況、瑕疵担保責任等の重要事項説明を行うことが宅地建物取引業法に定められています。

取引する宅地・建物が土砂災害警戒区域等の区域内外であるかについても説明が義務付けられます。

Q42：土砂災害警戒区域内で家は建てられますか。

A42：土砂災害防止法では、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域において家が建てられなくなるということはありません。

しかし、都市計画法や建築基準法に基づく許可・確認申請が必要な場合がありますので法令所掌機関へお問い合わせください。

都市計画法：

<https://www.pref.chiba.lg.jp/tokei/kaihatsukoui/kisei/kisei-15.html>

建築基準法：

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/tetsuzuki/toiawase.html>

7. 特定開発行為に対する許可について

Q43：特定開発行為とは、どのような開発ですか。

A43：土砂災害特別警戒区域内において、住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校、医療施設といった要配慮者利用施設を予定建築物とした開発行為です。土砂災害を防止するために自ら施工しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準にしたがっているものと判断した場合に限って許可されることになります。

詳細は県 HP で特定開発行為マニュアルを公表しているのでそちらをご確認ください。

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/dosha-tokuteikaihatu.html>

Q44：特定開発行為の許可申請はどこに行えばよいですか。

A44：地域を管轄している県土木事務所が許可申請の窓口となります。

Q45：開発行為中に特別警戒区域に指定された場合、必要な手続きはありますか。

A45：土砂災害特別警戒区域に指定される以前に着手していた特定開発行為については、法第 14 条に基づき土砂災害特別警戒区域の指定の日から起算して 21 日以内に知事に届け出なければなりません。なお、窓口は地域を所管する土木事務所となります。

着手中の開発が、特定開発行為許可の申請に該当するかは県 HP で特定開発行為マニュアルを公表しているのでそちらをご確認ください。

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/dosha-tokuteikaihatu.html>

Q46：土砂災害警戒区域等の区域内で太陽光施設を作る場合、手続きはありますか。

A46：土砂災害防止法では、区域内で太陽光施設（ソーラーパネル）を作る目的で行う開発行為は、制限用途にあたらないため、土砂災害防止法における特定開発許可の手続きは不要となります。

詳細は県 HP で特定開発行為マニュアルを公表しているのでそちらをご確認ください。

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/dosha-tokuteikaihatu.html>

8. 他事業との関係について

Q47：急傾斜地崩壊対策事業とは何ですか。

A47：斜面の崩壊防止対策は、本来、土地所有者等が自ら実施するべきではありますが、所有者等が自ら実施することが困難な場合、がけ高・傾斜度・人家等の要件を満たすと行政が代わりに崩落防止対策工事を行う事業です。

なお、土地・建物を所有する受益者からの負担金を含め、事業範囲内全員の同意が必要です。

Q48：土砂災害警戒区域等に該当する場合でも、急傾斜地崩壊対策事業の対象になりますか。

A48：急傾斜地崩壊対策事業の要件を満たしている場合は対象となります。

要件は、がけの高さ10m以上、急傾斜地崩壊危険区域内の人家が5戸以上であれば県事業、高さ5m以上、急傾斜地崩壊危険区域内の人家が5戸以上であれば市町村事業となります。

なお、急傾斜地崩壊危険区域内の行為の制限や受益者負担金等を含め、事業範囲内全員の同意が必要です。

Q49：砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地法と土砂災害防止法の違いは何ですか。

A49：砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地法は土砂災害の発生源に対する対策に主眼を置いた法律であり、土砂災害防止工事を行います。また、これらに基づいて指定された区域は土砂災害の発生原因となる行為が制限され、許可制となります。

一方、土砂災害防止法は土砂災害による被害が想定される区域に主眼を置き、土砂災害の危険性について周知を行います。土砂災害防止工事はいません。

9. その他

Q50：がけが崩れた場合、責任は誰にあるのですか。

A50：がけの崩壊防止措置はがけ地所有者に生じますので、がけが崩壊した場合は原則所有者の責任となります。

Q51：がけ地の所有者を教えてください。

A51：個人情報になりますので、法務局等でご自身で調査をお願いします。

Q52：ハザードマップの土砂災害警戒区域は最新ですか？

A52：ハザードマップについては市町村で作成しているため、市町村窓口へお問い合わせください。

なお、最新の指定の有無については、ちば情報マップで土砂災害警戒区域等を地図上で表示しているほか、県HPにて指定の告示図書を公表しておりますので、そちらで確認ができます。

ちば情報マップ：<https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/Portal>

告示図書：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/keikai/index.html>